

産業構造審議会における  
フロン類及びフロン類指定製品の製造業者等に係る  
判断の基準等の検討結果について  
(報告)

平成 26 年 8 月  
産業構造審議会フロン類等対策WG

1. 産構審における検討経緯について

- 平成 25 年 12 月 13 日 フロン類等対策WG 第 1 回会合
- 改正フロン法の本格施行に向けた制度のあり方について
- 平成 26 年 2 月 24 日 フロン類等対策WG 第 2 回会合
- 空調機器に関する指定製品の考え方について
- 平成 26 年 3 月 25 日 フロン類等対策WG 第 3 回会合
- 空調機器における指定製品判断基準について
  - 冷凍冷蔵機器における指定製品の考え方について
- 平成 26 年 4 月 24 日 フロン類等対策WG 第 4 回会合
- 冷凍冷蔵機器における指定製品判断基準について
  - 冷凍空調機器以外のフロン類使用製品及び輸送機関用空調機器における指定製品の考え方について
- 平成 26 年 5 月 27 日 フロン類等対策WG 第 5 回会合
- 輸送機関用空調機器及び冷凍空調機器以外のフロン類使用製品における指定製品判断基準について
  - 指定製品における表示について
  - フロン類製造業者等に係る判断基準の考え方について
- 平成 26 年 6 月 27 日 フロン類等対策WG 第 6 回会合
- フロン類製造業者等に係る判断基準について
  - 指定製品等に係るラベリング制度の検討の進め方について
  - 指定製品製造業者等に係る判断基準について

平成 26 年 7 月 10 日～8 月 8 日 (30 日間) パブリックコメント実施

平成 26 年 7 月 16 日～9 月 14 日 (60 日間) WTO 協定に基づく TBT 通報

## 2. 「指定製品製造業者等の判断の基準」の検討結果概要

### (1) 指定製品の目標値・目標年度

- ・改正フロン法の指定要件を満たすこととなる製品区分の全てについて判断基準を定める方針。
- ・フロン類代替物質の開発状況や、フロン類代替物質に対応した製品の技術開発及び安全性評価等の状況に鑑み、まずは以下の製品区分を指定。
- ・今回指定対象外とした製品については、技術開発や安全性評価等の状況を定期的に確認し、順次追加指定を検討。

指定製品の区分	環境影響度の目標値	目標年度
家庭用エアコンディショナー（床置型等を除く）	750	2018
店舗・オフィス用エアコンディショナー（床置型等を除く）	750	2020
自動車用エアコンディショナー（乗用自動車（定員11人以上のものを除く）に搭載されるものに限る）	150	2023
コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニット（圧縮機の定格出力が1.5kW以下のもの等を除く）	1500	2025
中央方式冷凍冷蔵機器（5万㎡以上の新設冷凍冷蔵倉庫向けに出荷されるものに限る）	100	2019
硬質ウレタンフォームを用いた断熱材（現場発泡用のうち住宅建材用に限る）	100	2020
専ら噴射剤のみを充填した噴霧器（不燃性を要する用途のものを除く）	10	2019

### (2) 評価方法

指定対象とすることとした製品の製造、輸入及びそれらの委託を行う事業者（「製造事業者等」）は、上記表の右欄に掲げる目標年度以降の各年度において国内向けに出荷する当該製品の使用フロン類の環境影響度（GWP値）の低減について、環境影響度（GWP値）を同表の左欄に掲げる区分名毎に事業者毎の出荷台数で加重平均した値が同表の中欄に掲げる目標値を上回らないようにすることとする。

### (3) 表示義務

指定製品の購入者に当該指定製品の環境影響度について正確な情報を提供するため、指定製品の製造業者等は、当該指定製品の本体又はカタログにおいて、

使用するフロン類等の種類、数量及び GWP 値、指定製品の目標値及び目標年度等について表示することとする。

#### (4) 指定製品の製造業者等が取り組むべき事項

指定製品の製造業者等は、フロン類製造業者等やフロン類使用製品の管理者（ユーザー等）等と連携し、安全性、経済性、健康影響等に配慮しつつ、低 GWP・ノンフロン製品の開発・商品化に努めることとする。また、オゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないことを達成した製品群については、その状態を維持する。

また、開発した製品の安全性等の関連情報の提供、施工業者等と連携したフロン類の充填量の低減・漏えい防止・回収のしやすさ等への配慮、フロン類使用製品の管理者（ユーザー等）等へのフロン類の使用合理化及び管理適正化の必要性についてフロン類使用製品等への表示の充実に努めることとする。

### 3. 「フロン類製造業者等の判断の基準」等の検討結果概要

#### (1) 国によるフロン類使用見通しの策定

主務大臣が「指定製品の製造業者等の判断の基準」に基づく製品側の転換状況との整合性を踏まえ、国内で使用されるフロン類の将来見通し（フロン類使用見通し）を策定する。

フロン類使用見通しは、「指定製品の製造業者等の判断の基準」で定める目標値、目標年度及び対象範囲を前提とした転換が進んだ場合の削減効果、及び、「第一種特定製品の管理者の判断の基準」によるフロン類漏えい防止を通じた削減効果を勘案して策定することとしており、これらフロン類製造業者等の取組等により、現状の対策を維持した場合の推計値（BAU: Business As Usual）と比較して、2020 年度に約 40%減の 4,300 万トン-CO<sub>2</sub>、2025 年度に約 52%減の 3,600 万トン-CO<sub>2</sub> となることを見込んでいる（ただし、今後マクロフレーム（経済成長率等）を見直す必要が生じる可能性があり、これにともなって、当該見通しの値を判断基準公表までに見直す可能性がある）。

#### (2) フロン類製造業者等によるフロン類使用合理化計画の策定

フロン類製造業者等は、国全体でのフロン類の使用の合理化に資するため、国によるフロン類使用見通し等を踏まえ、フロン類使用合理化計画を策定する。

フロン類使用合理化計画には、①フロン類出荷相当量の指標の削減目標、②フロン類使用合理化のために必要な設備整備、技術向上等に関する事項、③フロン類の回収・破壊・再生に係る取組に関する事項を盛り込む。

主務大臣は、改正法の報告徴収規定に基づき、当該計画の策定状況について

フロン類製造業者等から報告を求め、各社の削減目標を反映したフロン類出荷相当量の合計値が、国が定めるフロン類使用見通しを超えないよう、審議会にて評価され、必要に応じて指導・助言等を行い、その結果を公表する。

### (3) 評価方法

主務大臣は、毎年度終了後、報告徴収規定に基づき、フロン類製造業者等に対して前年度のフロン類出荷相当量及びその主要品目別内訳の報告を求める。

また、削減目標の翌年度に事業者の取組状況について審議会にて評価され、公表する。具体的には、個別のフロン類の製造数量等が日本のみで公表されることによる競争上の影響に留意しつつ、その内容を主務大臣が整理し、①各社の前年度のフロン類出荷相当量、②全社合計の前年度フロン類出荷相当量、③全社合計のフロン類出荷相当量の主要品目別内訳について公表する。

### (4) フロン類製造業者等が取り組むべき措置

フロン類製造業者等は、フロン類使用製品の製造業者等と連携し、安全性、経済性、環境影響等に配慮しつつ、オゾン層破壊効果や地球温暖化効果の低減に資するフロン類代替物質の開発及び商品化、安全性の評価並びに当該物質を使用した製品の性能評価に努めることとする。

また、自らが製造等するフロン類等の安全性等の情報収集及び提供、製造時におけるフロン類の排出の一層の削減等、技術的かつ経済的に可能な範囲でフロン類の再生技術の向上その他のフロン類の回収・再生及び破壊に係るシステムの高度化に取り組むとともに、高圧ガス保安法等の法令を遵守し、フロン類の製造及び運搬を行うこととする。

## 4. 判断の基準の見直し

主務大臣は、技術開発の進展状況や国内外の規制動向その他判断の基準に影響を与えるような事情変更があった場合、審議会等において判断の基準の見直しを検討し、必要に応じて見直すこととする。

## 5. 今後の予定

- 平成 26 年 9 月 14 日      WTO 協定に基づく TBT 通報締切り
- 平成 26 年秋頃～      政省令を順次公布予定

※WTO 協定に基づく TBT 通報の結果を受け、上記の規制内容について変更される可能性がある。